

平成20年度

与謝野町財政健全化審査  
及び水道事業会計経営健全化審査意見書

与謝野町監査委員

21与監第 21 号  
平成21年8月27日

与謝野町長 太 田 貴 美 様

与謝野町監査委員 足 立 正 人

与謝野町監査委員 廣 野 安 樹

平成20年度与謝野町財政健全化審査・  
水道事業会計経営健全化審査意見について

地方公共団体の財政の健全化に関する法律第3条第1項及び同法第22条第1項の規定により、審査に付された平成20年度与謝野町財政健全化比率・水道事業会計資金不足比率について審査したので、その結果について次のとおり意見書を提出します。

## 平成20年度 与謝野町財政健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この審査は、町長から提出された平成20年度与謝野町財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼に実施したものである。

### 2 審査の実施日

平成21年8月21日

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記財政健全化判断比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

#### 記

健全化判断比率	平成19年度	平成20年度	早期健全化 基 準	財政再生 基 準	備考
①実質赤字比率	— %	— %	14.07 %	20.00 %	-2.39
②連結実質赤字比率	—	—	19.07	40.00	-9.51
③実質公債費比率	16.7	16.7	25.0	35.0	
④将来負担比率	100.1	103.3	350.0	/	

#### (2) 個別意見

- ① 実質赤字比率は-2.39、即ち黒字なので該当しない。
- ② 連結実質赤字比率は-9.51、即ち黒字なので該当しない。
- ③ 実質公債費比率は16.7%、早期健全化基準の25.0%を下回っており、まだ良好な範囲と言えるが、府内市町村の中ではもっと低い団体が多い。
- ④ 将来負担比率103.3%、早期健全化基準の350.0%を大幅に下回っており良好な範囲と言える。前年度より3.2ポイント上がったのは地域振興基金を起債償還の財源として充当できないとされたもので、実質的に将来負担に影響が及ぶものではない。府内市町村の中では低い方に位置する。

- (3) 是正改善を要する事項  
特に指摘すべき事項はない。

## 平成20年度 水道事業会計経営健全化審査意見書

### 1 審査の概要

この経営健全化審査は、町長から提出された資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類が適正に作成されているかどうかを主眼として実施した。

### 2 審査の実施日

平成21年8月21日

### 3 審査の結果

#### (1) 総合意見

審査に付された下記、資金不足比率及びその算定の基礎となる事項を記載した書類は、いずれも適正に作成されているものと認めた。

比率名	平成19年度	平成20年度	経営健全化基準	備考
①資金不足比率	(%) —	(%) —	(%) 20.0	

#### (2) 個別意見

##### ① 資金不足比率について

水道事業の財務の短期流動性を表示する流動比率は1437.7%であるが、経営健全化審査における現金不足比率を算出するにあたって、実質的な資金不足額を把握するため平成21年度に償還する企業債の予定額(41,799,657円)を「1年基準」に基づき流動負債に算入して計算すると実質流動比率は534.8%となる。100%を大幅に上回るため、資金不足が発生しない。

したがって、実質的な資金不足比率がカウントできないため、良好な状態にあると認められる。

#### (3) 是正改善を要する事項

特に指摘すべき事項はない。